宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成19年3月 平成27年3月(変更) 平成30年3月(変更)

宮 城 県

目 次

第	1	章	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定の背景及び基本方針	•••	1
	1	ホ	『リ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の背景	•••	1
		(1)	PCBの処理に関する経緯	•••	1
		(2)	PCB廃棄物広域処理事業に係る経緯	•••	2
	2	奴	L理計画の基本方針	•••	4
		(1)	趣旨	•••	4
		(2)	基本方針	•••	4
		(3)	処分期間	•••	4
第		_	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量,発生量及び処分量の見込み		6
	1		PCB廃棄物の現状	•••	6
			PCB廃棄物の保管量	•••	6
			PCB廃棄物の発生量の見込み	•••	7
	2	Р	PCB廃棄物の処分量の見込み	•••	8
第			ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保		9
	1		PCB廃棄物の処理体制の現状	•••	9
			全国における処理体制の現状	•••	9
			PCB廃棄物の処理技術	•••	9
	2		CB廃棄物の処理体制の確保	··· 1	
			処理までの適正な保管の徹底	··· 1	
			適正かつ安全な収集運搬体制の確保	··· 1	
			効率的な処理体制の確保	··· 1	
		(4)	低濃度PCB廃棄物の処理体制	··· 1	2
第			ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策	··· 1	
	1		PCB廃棄物の適正処理の推進	··· 1	
		. ,	PCB廃棄物の実態把握	··· 1	
		, ,	関係者への指導体制	··· 1	
			関係機関との連携	··· 1	
			情報公開	··· 1	
	2		事業者の責務と役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 1	
			保管事業者	··· 1	
			所有事業者	··· 1	
			収集運搬業者	··· 1	
		(4)	電気保安関係者	··· 1	6
	3	Р	PCB廃棄物処理基金の造成による保管事業者への支援	··· 1	6
	4	但	監測では、 では、 では、<	··· 1	7
		(1)	事業者への指導	··· 1	7
		(2)	保管量等の把握	··· 1	7
		(3)	事業者への支援	··· 1	7
	5	+#	1方公共団体における率先処理	1	7

第1章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定の背景及び基本方針

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画策定の背景

(1) PCBの処理に関する経緯

ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)は、化学的に安定しており、電気絶縁性がよく不燃性であることから、変圧器やコンデンサー等電気機器の絶縁油をはじめ、感圧複写紙などの幅広い用途に用いられていた。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件をきっかけに、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年に国の指導により、製造中止と使用者による保管が義務付けられ、昭和48年に制定された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)」により、製造、輸入等が事実上禁止となった。

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年にかけてPCB製造事業者において、高温焼却法により国内初の処理が行われた。しかし、その後の処理事例はなく、処理施設の整備も進まない状況であった。この結果、我が国においては、約30年以上にわたるPCB廃棄物の長期保管が続いており、PCB廃棄物の紛失や不適正処理に伴う環境汚染の進行が懸念されている。

一方,国際的には、PCB等の残留性有機汚染物質による環境汚染を防止するため、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下「ストックホルム条約」という。)」が採択され、我が国は平成14年8月に批准した。この条約ではPCBに関し、平成37年までに使用を全廃し、平成40年までに適正に処理することが定められており、欧米諸国においては既に処理が進んでいる。

このような状況を踏まえ、我が国では平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。)」が制定され、PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、平成28年7月までに確実かつ適正に処理することとされた。さらに、国は、平成15年4月にPCB特措法に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画(以下「PCB処理基本計画」という。)」を策定し、これにより国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社(当時は日本環境安全事業株式会社、以下「JESCO」という。)が国内における拠点的な処理体制を整備(以下「広域処理」という。)し、処理に当たることとされた。

しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によるPCB廃棄物の 処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らか となった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成 28年3月までの処理事業の完了が困難な状況となった。

一方、PCB特措法施行後の平成14年、PCBを使用していないとされる変圧 器やコンデンサーから微量のPCBが検出されるものがあることが判明したこと から、環境省では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)」において無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物(高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物をいう。以下同じ。)が追加され、その後、当該制度を活用して低濃度PCB廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成22年から処理が始まった。

このような経緯を踏まえ、国では、PCB特措法の処理期限を平成39年3月31日まで延長するとともに、PCB処理基本計画策定後10年が経過したことを契機に、今後のPCB廃棄物の適正処理推進策について検討した。その結果、ストックホルム条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するために、JESCOの全国5か所のPCB処理事業所の能力を最大限活用し、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了期限を延長することなどについて、処理施設立地自治体の承諾を得て、平成26年6月にPCB処理基本計画を変更した。

当該計画では、PCB廃棄物を保管する事業者(以下「保管事業者」という。)がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられるとともに、計画的処理完了期限の後に、事業終了のための準備を行う期間などを勘案し、事業終了準備期間が設けられた。

この計画的処理完了期限と事業終了準備期間は、拠点的広域処理施設が立地する地元の地方公共団体との約束を踏まえて設定されたものであり、その達成に向けてあらゆる努力を払うことが必要とされた。しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は容易ではないことから、国では、平成28年5月にPCB特措法の一部を改正し、計画的処理完了期限の1年前の日までを処分期間と設定し、原則としてこの処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託若しくは廃棄(PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすること。)等を義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等を規定した。

さらに、PCB特措法の改正と併せて、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく経済産業省令(電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)及び電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号))等の改正により、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされた。

(2) PCB廃棄物広域処理事業に係る経緯

国は、平成15年度に策定したPCB処理基本計画の中で、JESCOを活用し

た全国5か所におけるPCB廃棄物の処理事業を打ち出した。この時点で広域処理施設の立地のめどが立っていなかった本県を含む東北,北関東・甲信越及び北陸地域の15県(青森県,岩手県,宮城県,秋田県,山形県,福島県,茨城県,栃木県,群馬県,新潟県,富山県,石川県,福井県,山梨県及び長野県。以下「15県」という。)に対して,既に国の事業認可を得て北海道室蘭市内で施設立地に向けた準備が進められていた北海道PCB廃棄物処理事業(以下「北海道事業」という。)を拡大して処理する方針が環境省から示された。

県内にPCB廃棄物の処理施設を設置する見通しが立たず、また、PCB特措法 に処理期限が定められていることなどから、本県としてもこの国の方針を受け入れ ることとした。

この後,環境省から北海道及び室蘭市に対して,事業対象地域拡大の要請が行われ,併せて15県からも北海道に対してPCB廃棄物の受入れを要望した。

これに対し、北海道及び室蘭市では、室蘭市において20数回にわたり説明会を 開催するなどの検討を行い、安全性の確保等の条件を前提に平成16年3月、国からの要請と15県からの要望が受諾された。

これを受けて、国では、平成16年5月にPCB処理基本計画を変更して北海道事業の対象を北海道及び15県とした。また、平成16年7月には、北海道、15県及び室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会(以下「北海道事業広域協議会」という。)」を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項などについて、必要な調整を図ることとした。

北海道事業では、高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型変圧器等」という。)、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったもの(以下「大型コンデンサー等」という。)並びに廃PCB及びPCBを含む廃油(以下「廃PCB等」という。)(これらを「大型変圧器・コンデンサー等」と総称する。)を処理する施設が平成20年5月に、安定器及び汚染物等(高濃度のPCBを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度PCB廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。)を処理する施設が平成25年9月に操業を開始した。

その後,国は、PCB処理基本計画の見直しに際し、北海道事業において、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県(以下「1都3県」という。)に保管されている安定器及び汚染物等の処理を行うことなどを北海道及び室蘭市に要請し、平成26年4月に、この要請が受託された。これを受けて、国は平成26年6月に

PCB処理基本計画を変更し、北海道事業においては、北海道、15県及び1都3県におけるPCB廃棄物の適正処理の具体的な推進方策を明らかにし、早期の確実な処理を推進していくこととした。

なお、北海道事業における高濃度 P C B 廃棄物の処分期間は、大型変圧器・コンデンサー等については平成34年3月31日まで、安定器及び汚染物等については平成35年3月31日までとされている。

2 処理計画の基本方針

(1) 趣旨

「宮城県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画(以下「PCB処理計画」という。)」は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国の「PCB処理基本計画」及び「宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)」に即して策定するものであり、本県のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する計画である。

(2) 基本方針

イ 計画期間

平成18年度を初年度とし、PCB特措法に定める低濃度PCB廃棄物の処分期間の末日である平成39年3月31日までとする。

口 計画対象区域

宮城県全域(仙台市を含む。)

ハ 計画の対象物

PCB特措法第2条に定めるPCB廃棄物及びPCB使用製品とする。

ニ その他

本計画は、国のPCB処理基本計画の変更やPCB廃棄物処理の進捗状況など を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(3) 処分期間

イ 高濃度PCB廃棄物

大型変圧器・コンデンサー等について、保管事業者は平成34年3月31日までに、安定器及び汚染物等については、平成35年3月31日までにJES CO北海道PCB処理事業所で処分するための委託を行うものとする。

ただし、特例処分期限日(処分期間の末日から起算して1年を経過した日。 以下同じ。)までに処分を委託することが確実であること等の要件に該当する 保管事業者においては、特例処分期限日までにJESCO北海道PCB処理事 業所で処分するための委託を行うものとする。

口高濃度PCB使用製品

使用中の大型変圧器・コンデンサー等について,所有事業者は平成34年3月31日までに,安定器及び汚染物等については平成35年3月31日までに 廃棄し,処分するものとする。

ただし、特例処分期限日までに処分を委託することが確実であること等の要件に該当する所有事業者においては、特例処分期限日までに廃棄し、処分するものとする。

ハ 低濃度PCB廃棄物

低濃度PCB廃棄物の保管事業者は、PCB特措法で定められた処分期間の 末日である平成39年3月31日の1年前の平成38年3月31日までに、自 ら処分し、又は処分を他人に委託することを基本とする。

第2章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管量,発生量及び処分量の見込み

1 PCB廃棄物の現状

(1) PCB廃棄物の保管量

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油 又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となっ たものとされている(PCB特措法第2条第1項)。また、これらPCB廃棄物を 保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事(PCB特措法第26条 第1項の政令で定める市にあっては市長。以下同じ。)に届け出ることが義務付け られている(PCB特措法第8条)。さらに、PCB廃棄物を保管する事業場に変 更があったときは、その変更があった日から10日以内に都道府県知事に届け出な ければならないことになっている (PCB特措法施行規則第11条)。

平成29年3月31日現在の県内のPCB廃棄物の保管量は、表-1のとおりで ある。

表-1 PCB廃棄物の保管量 (平成29年3月31日現在)

区分	・ 廃棄物の種類	単位	宮城県 (仙台市を除く)		仙台市		合計	
			保管事 業場数	保管量	保管事 業場数	保管量	保管事 業場数	保管量
	変圧器・ネオン変圧器	台	1	1	9	12	10	13
	コンデンサー	台	92	4,185	66	557	158	4,742
	柱上変圧器	台	0	0	0	0	0	0
	安定器	個	117	19,491	96	24,509	213	44,000
高濃度	PCBを含む油	kg	5	118	4	226	9	344
回 版 及	感圧複写紙	kg	2	170	1	1,322	3	1,492
	ウエス	kg	14	820	5	163	19	983
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他の機器	台	3	4	3	16	6	20
	その他	kg	31	2,841	21	655	52	3,496
	変圧器・ネオン変圧器	台	161	486	199	674	360	1,160
	コンデンサー	台	84	1,362	92	520	176	1,882
	柱上変圧器	台	4	18	6	33	10	51
	安定器	個	0	0	6	451	6	451
低濃度	PCBを含む油	kg	53	11,974	30	9,602	83	21,576
心辰戊	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウエス	kg	27	987	18	2,001	45	2,988
	汚泥	kg	3	485	3	41,050	6	41,535
	その他の機器	台	220	882	49	237	269	1,119
	その他	kg	69	75,496	28	40,325	97	115,821

1L=1kgで換算し、重さに換算できないものは除外している。

(2) PCB廃棄物の発生量の見込み

現在使用中のPCB使用製品は、PCB特措法に基づく処分期間である平成39 年3月31日までに順次使用が中止され、PCB廃棄物として処理されることにな る。したがって、今後のPCB廃棄物の発生量は、現在PCBを含んでいる製品の 使用量により見込むこととする。

なお、所有事業者(保管事業者に該当する者に限る。)により届出のあった平成 29年3月31日現在の県内のPCB使用製品の使用量は表-2のとおりである。

表-2 PCB使用製品の使用量 (平成29年3月31日現在)

区分	使用製品 <i>の</i> 種類	単位,	宮城県 (仙台市を除く)		仙台市		合計	
			使用事 業場数	使用量	使用事 業場数	使用量	使用事 業場数	使用量
	変圧器・ネオン変圧器	台	1	5	2	13	3	18
	コンデンサー	台	1	1	2	5	3	6
	柱上変圧器	台	0	0	0	0	0	0
	安定器	個	11	1,528	7	127	18	1,655
高濃度	PCBを含む油	kg	0	0	0	0	0	0
问版汉	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他の機器	台	0	0	0	0	0	0
	その他	kg	0	0	0	0	0	0
	変圧器・ネオン変圧器	台	36	81	54	142	90	223
	コンデンサー	台	3	5	6	8	9	13
	柱上変圧器	台	1	5	0	0	1	5
	安定器	個	0	0	0	0	0	0
低濃度	PCBを含む油	kg	0	0	1	42	1	42
心辰反	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウエス	kg	0	0	0	0	0	0
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他の機器	台	45	171	12	25	57	196
	その他	kg	2	930	0	0	2	930

1L=1kgで換算し、重さに換算できないものは除外している。

2 PCB廃棄物の処分量の見込み

PCB廃棄物等の保管及び処分状況等の届出に基づき、PCB廃棄物の保管量(表-1)に、将来PCB廃棄物となる見込みのPCB使用製品の使用量(表-2)を加えたものを、PCB廃棄物の処分量の見込み(表-3)として算出した。

表-3 PCB廃棄物の処分量の見込み

区分	廃棄物・使用製品の種類	単位	宮城県 (仙台市を除く)		仙台市		合計	
			事業場数	数量	事業場数	数量	事業場数	数量
	変圧器・ネオン変圧器	台	2	6	11	25	13	31
	コンデンサー	台	93	4,186	68	562	161	4,748
	柱上変圧器	ብ	0	0	0	0	0	0
	安定器	個	128	21,019	103	24,636	231	45,655
高濃度	PCBを含む油	kg	5	118	4	226	9	344
问版区	感圧複写紙	kg	2	170	1	1,322	3	1,492
	ウェス	kg	14	820	5	163	19	983
	汚泥	kg	0	0	0	0	0	0
	その他の機器	台	3	4	3	16	6	20
	その他	kg	31	2,841	21	655	52	3,496
	変圧器・ネオン変圧器	台	197	567	253	816	450	1,383
	コンデンサー	台	87	1,367	98	528	185	1,895
	柱上変圧器	台	5	23	6	33	11	56
	安定器	個	0	0	6	451	6	451
低濃度	PCBを含む油	kg	53	11,974	31	9,644	84	21,618
心辰及	感圧複写紙	kg	0	0	0	0	0	0
	ウェス	kg	27	987	18	2,001	45	2,988
	汚泥	kg	3	485	3	41,050	6	41,535
	その他の機器	台	265	1,053	61	262	326	1,315
	その他	kg	71	76,426	28	40,325	99	116,751

1L=1kgで換算し、重さに換算できないものは除外している。

第3章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理体制の確保

1 PCB廃棄物の処理体制の現状

(1) 全国における処理体制の現状

国は、JESCOを活用して地元の地方公共団体と調整を行い、表-4のとおり 拠点的な広域処理施設の整備を進めてきた。

JESCOにおけるPCB廃棄物の処理体制については、平成13年11月に北 九州市における北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市に おける豊田事業、東京都江東区における東京事業が認可され、平成15年2月 19日には大阪市における大阪事業と同時に北海道室蘭市における北海道事業が 認可された。その後、平成16年6月30日、事業対象地域を拡大して北海道事業を実施することについて認可を受け、全国5か所の拠点的広域処理施設において処理する体制が整備された。

これらの拠点的広域処理施設は、大型変圧器・コンデンサー等を処理対象として整備が進められてきたが、各PCB処理事業所において処理を行うことが困難な一部の処理対象物については、事業対象地域を越えて各PCB処理事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、また、安定器及び汚染物等については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2か所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等(大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除く。)の処理を行うこととされた。

なお、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理 完了期限を設け、また、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計 画的処理完了期限の後に事業終了準備期間が設けられた。

一方,低濃度 P C B 廃棄物については,廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理施設又は無害化処理認定施設で処理することとされている。

(2) PCB廃棄物の処理技術

PCBの処理方式は、平成9年度以降の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)等の改正により、従来の高温焼却以外に脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法及びプラズマ分解法が認められている。このうち、北海道事業の大型変圧器・コンデンサー等の処理施設では脱塩素化分解法が、安定器及び汚染物等の処理施設ではプラズマ分解法が採用されている。

なお、国では、低濃度PCB廃棄物の処理が合理的に進むよう、使用中の低濃度 PCB使用製品からPCBを除去する課電自然循環洗浄法の適用を可能にする手 順書を策定したほか、その対象範囲の拡大や絶縁油の抜油後の筐体等の安全かつ 合理的な処理方策についても検討を進めている。

表-4 JESCOの拠点的広域処理施設の概要

事業名 (実施場所 +B2:I10)	処理対象	事業対象地域	事業対象地域 以外に保管さ れている処理 対象物	施設能力	処分期間	計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州(福岡県北九州市若松区響町1丁目)	大型変圧器・ コンデンサー 等	A地域	C地域の車載 変圧器の一 部, D地域の コンデンサー の一部	1.5トン/日 (PCB分解量)	平成30年3月31日まで	平成31年3月31日	平成31年4月1日から 平成34年3月31日まで
	安定器及び汚 染物等	A地域、B地域及びC地域 (大阪PCB処理事業所及び 理事業所における処理事業所における処理な物を除く。)		10.4トン/日 (安定器及び汚 染物等の量)	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成36年3月31日まで
大阪(大阪府 大阪市此花区 北港白津2丁 目)	等	B地域	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2.0トン/日 (PCB分解量)	平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで
	安定器及び汚 染物等	B地域(小型 電気機器の一 部に限る。)			平成33年3月31日まで	平成34年3月31日	平成34年4月1日から 平成37年3月31日まで
豊田(愛知県 豊田市細谷町 3丁目)	大型変圧器・ コンデンサー 等	C地域	B地域のポリ プロピレン等を 使用したコン デンサーのー 部	1.6トン/日 (PCB分解量)	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚 染物等	C地域(小型 電気機器の一 部に限る。)			平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
東京(東京都 江東区青梅3 丁目地先)	大型変圧器・ コンデンサー 等	D地域	C地域の車載 変圧器の一 部, E地域の 大型変圧器の 一部	2.0トン/日 (PCB分解量)	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚 染物等	D地域(小型 電気機器の一 部に限る。)	北九州PCB 処理事業所及 び大阪PCB 処理事業所か ら発生する廃 粉末活性炭		平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
北海道(北海 道室蘭市仲 町)	大型変圧器・ コンデンサー 等	E地域		1.8トン/日 (PCB分解量)	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	平成35年4月1日から 平成38年3月31日まで
	安定器及び汚 染物等	D地域及びE 地域(東京PC B処理事業所 における処理 対象物を除 く。)		12.2トン/日 (安定器及び・ 汚染物等の量)	平成35年3月31日まで	平成36年3月31日	平成36年4月1日から 平成38年3月31日まで

(注)事業対象地域については、以下のとおり。 A地域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 B地域:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 C地域:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県 D地域:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 E地域:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

2 PCB廃棄物の処理体制の確保

(1) 処理までの適正な保管の徹底

PCB廃棄物は、保管事業者により処理されるまでの間、適正に保管することが求められており、その徹底が必要である。

- イ 保管事業者は、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準(以下「保管基準」という。)」を遵守し、飛散や紛失等のないよう適正に保管する。保管状態が不適正である場合は、県及び仙台市は、廃棄物処理法に基づく改善命令を行うなど厳正に対処する。
- 口 保管事業者は、PCB特措法により、PCB廃棄物の保管及び処分の状況について毎年度県又は仙台市に届出を行わなければならない。県及び仙台市は、保管事業者に対し、毎年度の保管状況等の届出を確実に行うよう指導するとともに、届出を行っていない事業者又はPCBを含む機器を使用している事業者などに対し、適正な保管や管理を確保し、また、紛失することがないよう、PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の使用の状況について立入調査等の実施により実態の把握に努める。

(2) 適正かつ安全な収集運搬体制の確保

県内に保管されている P C B 廃棄物を適正に処理するためには,処理施設の安全性に加え,適正かつ安全な収集運搬体制の確保が重要である。

特に北海道事業では,運搬距離が非常に長く,また,冬期間の路面凍結による輸送リスクもあることから,これらによる危険をできるだけ回避する方策を検討する必要がある。このため,次に掲げる方策により適正かつ安全な収集運搬体制を確保する。イ 収集運搬業者は、PCB廃棄物の収集運搬中の漏えい,飛散流出を防止するため,国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン(以下「収集運搬ガイドライン」という。)」を遵守するとともに,北海道事業の処理施設への収集運搬に当たっては,「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領(以下「収集運搬実務要領」という。)」やJESCOが定める受入基準等を遵守する。

- ロ 収集運搬業者は、車両事故等による運搬中のPCB廃棄物からのPCBの漏えい・飛散事故に迅速かつ的確に対応するため、国の収集運搬ガイドライン等に従い、緊急時対応マニュアルを定め、緊急時の対応を明確にする。また、PCB廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、PCB廃棄物の収集運搬従事者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応など必要な事項を教育する。
- ハ 県及び仙台市は、収集運搬が適正かつ安全に行われるよう、収集運搬業者に対し GPSの活用など適切な運行管理システムの構築や十分な漏えい防止対策の実施 を指導する。

- 二 県は、運搬手段、運搬経路、関係者への指導方針及び緊急時の連絡体制等について、北海道及び関係都県と十分な協議・調整を行い、情報の共有に努めるとともに、 連携して収集運搬の状況の監視・指導や緊急時の対応を行う。
- ホ PCB廃棄物の収集運搬に関する情報については, JESCOが設置した「PCB処理情報センター」等を通じて広く提供する。

(3) 効率的な処理体制の確保

北海道事業の処理対象区域は、北海道の他、1都18県に及び広大であり、各地域で保管されている高濃度PCB廃棄物を効率的に収集運搬、処分することが必要である。このため、確実に期間内に処理するためには、次のとおり、高濃度PCB廃棄物の収集運搬や処分について、準備段階から保管事業者及び所有事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

- イ JESCOにおける処分期間や計画的処理完了期限を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、北海道事業広域協議会での協議調整を経て、策定される北海道PCB廃棄物処理実施計画(以下「実施計画」という。)により、県内のPCB廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬及び処理に努める。
- ロ 実施計画に基づき,処理予定の保管事業者や所有事業者に対し,収集運搬や処理 の方法等について,事前に十分周知及び指導を行う。
- ハ 保管状況等により早期の処理が必要な場合は、状況に応じて関係機関と調整した のち、可能な限り早期に収集運搬及び処理を行う。

(4) 低濃度 P C B 廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度又は無害化処理認定制度を活用して処理する。収集運搬に当たっては、保管事業者及び収集運搬業者は、国の「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守する。

第4章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進方策

1 PCB廃棄物の適正処理の推進

県及び仙台市は、PCB廃棄物の適正処理の推進のため、次に掲げる施策を協力連携して実施する。

(1) PCB廃棄物の実態把握

PCB廃棄物の適正な処理が行われるためには、保管等の実態を把握し、事業者に対して適切な指導を行う必要がある。また、PCB特措法第5条第2項の規定により、都道府県はPCB廃棄物等の状況を把握することとされていることから、次に掲げる施策を実施する。

イ PCB廃棄物の保管及び処理状況の把握

PCB廃棄物の保管及び処理状況を把握するため、保管事業者等に対しPCB 特措法第8条の規定による保管等の届出に関する必要な情報提供等を行い、毎年 度の届出の徹底を図る。

また、保管及び処理状況を把握した上で、未処理事業者及びJESCO未登録 事業者等の一覧表を作成し、立入検査等を通じて、処理の時期を確認するととも に、期限内に確実に処理が行われるよう、必要な指導等を行うこととする。

ロ 未届出のPCB廃棄物及びPCB使用製品等の把握

県及び仙台市は、未届出のPCB廃棄物及びPCB使用製品を網羅的に把握するための調査(以下「掘り起こし調査」という。)を、国が作成した「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第4版)」等を活用し、対象事業者への立入調査等も含めて平成32年度までの調査完了を目指す。

また、PCBを絶縁油に使用する電気工作物等については、将来PCB廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、電気関係報告規則に基づく報告情報を所有する経済産業省関東東北産業保安監督部と連携し、処理期限までの使用中止及び処理が行われるよう周知していく。その他の関係団体等とも連携して、PCB廃棄物に関する情報提供等の協力要請を行うなど、未把握のPCB廃棄物の保管状況等を把握するよう努めることとする。

把握した未届出のPCB廃棄物やPCB使用製品等の保管状況等については、 未届出事業者等の一覧表を作成するとともに、立入検査等を通じて、保管等の届 出及び早期処理の指導等を行う。

(2) 関係者への指導体制

PCB廃棄物は特別管理産業廃棄物であり,万一飛散流出した場合に生活環境に 与える影響は極めて重大である。このリスクを回避するためには、関係者が必要な 措置を講じ、保管時や収集運搬時における安全性を確保することが求められるた

め、関係者に対して次に掲げる施策を実施する。

イ 保管事業者に対する監視指導等

PCB廃棄物の保管場所における安全性を確保するため、保管事業者に対して必要に応じて立入検査を実施し、PCB特措法に基づく届出の徹底及びPCB廃棄物の保管状況の確認を行い、保管中の漏えい等のおそれがある場合は必要な措置を講じるよう指導を行う。

なお、指導に応じず、結果として必要な措置が講じられていないため生活環境保全上の支障が生ずるおそれがある場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に対処する。

また、保管事業者に対して、届出時及び立入検査等を通じて、PCB廃棄物の処分の時期を確認し、計画的かつ適正にPCB廃棄物を原則処分期間内に処分が行われるように必要な指導を行う。処理費用の負担能力が低い保管事業者に対しては、「PCB廃棄物処理基金」による処理費用の軽減制度等について適宜周知を行う。

意図的に処理委託を行わない保管事業者に対しては繰り返し立入検査を行って、原則処分期間内に処分が行われるように必要な指導を行い、高濃度 PCB廃棄物を処分期間内又は特例処分期限日までに処分しない保管事業者に対しては、必要に応じ、改善命令を発出する。

ロ 所有事業者に対するPCB使用製品の転換指導等

PCB使用製品の所有事業者に対して、処分期間内又は特例処分期限日までに、PCB使用製品の使用を中止し、処分するように指導する。

ハ 収集運搬業者に対する監視指導

収集運搬における安全性を確保するため、収集運搬業者に対し、PCB廃棄物を適正かつ安全に運搬するための情報を提供する。また、国のガイドライン、廃棄物処理法に定める「特別管理産業廃棄物の収集運搬、処分等の基準(以下「収集運搬基準」という。)」及び収集運搬実務要領等に従った収集運搬が適切に実施されているか確認するため、必要に応じて立入検査を行う。さらに、適正かつ安全な収集運搬を確保するため、必要に応じて、保管場所からPCB廃棄物を搬出する際に立会いを行い、作業状況等を監視する。

二 不適正処理未然防止対策

不法投棄や不適正処理の未然防止のため、保管事業者等への周知徹底や監視活動に努める。特に、PCB廃棄物は工作物の除去等により誤って処分される可能性があるため、PCB廃棄物が他の産業廃棄物と混在することのないよう解体工事業者等に対して広く周知する。また、不適正処理事例が発生した場合には、廃棄物処理法等に基づき厳正に対処する。

ホ 監視指導のための立入検査職員

PCB廃棄物の適正処理のための監視,指導等は,原則として廃棄物処理法第19条第1項,及びPCB特措法第25条第1項の立入検査の規程に基づき, 県及び仙台市の職員(県においては,PCB廃棄物適正処理推進員を含む。) が行う。

(3) 関係機関との連携

PCB廃棄物の適正処理に当たっては、関係機関と連携した取組を進める。

- イ 県は、北海道事業の円滑な処理を確保するため、北海道事業広域協議会に参加し、JESCOとも十分連携しながら、収集運搬の方法、処理施設への搬入量の調整、緊急時の対応等について、十分協議・調整を行い、PCB廃棄物の計画的かつ適正な収集運搬及び処理を推進する。
- ロ 北海道事業が適正かつ確実に行われるためには、専門家による技術的な検討とともに、北海道、室蘭市、JESCOなどの関係機関が連携して、適正な環境モニタリングの実施による環境保全対策が講じられることが必要である。このため県は、北海道事業広域協議会で十分な協議や調整を行いながら、北海道事業広域協議会運営費や環境モニタリング経費を負担する等、北海道及び室蘭市の安全確保に係る施策への協力を行う。
- ハ 収集運搬時の緊急事態に際しては、市町村、消防、警察等と緊密な連携を図り、迅速かつ的確に対応する。
- ニ PCB使用製品の使用状況については、電気事業法に基づき状況を把握している経済産業省関東東北産業保安監督部と密接に連携を図りながら、所有事業者に対する廃棄に向けた啓発を行う。

(4) 情報公開

県民、事業者等が安心できるPCB廃棄物の処理を行うためには、迅速かつ透明性の高い情報公開が必要であることから、PCB廃棄物の保管及び処分等の状況を公表するなど情報公開に努めるとともに、ホームページの活用やパンフレットの配布、説明会の開催等により、保管事業者、所有事業者及び収集運搬業者に対するPCB廃棄物の適正処理に関する知識の普及及び意識啓発を図る。

2 事業者の責務と役割

(1) 保管事業者

イ 廃棄物処理法, PCB特措法等の遵守

保管事業者は、廃棄物処理法に定める保管基準に従って適正にPCB廃棄物を

保管するとともに、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。また、PCB特措法に基づく届出を適切に行うとともに、PCB廃棄物を適正に処理しなければならない。

ロ 計画的な処理に関する施策への協力

保管事業者は、期間内にPCB廃棄物を処理するものとし、計画的・効率的な処理を確保するため、国、県及び仙台市が実施する施策に協力しなければならない。

(2) 所有事業者

所有事業者は、PCB使用製品からPCBが漏えい、飛散しないよう適正に管理するとともに、代替品への転換を進め、使用を中止しPCB廃棄物となったものはPCB特措法の処分期間内に処理しなければならない。

(3) 収集運搬業者

収集運搬業者は、国の収集運搬ガイドライン、廃棄物処理法に定める収集運搬基準、収集運搬実務要領等に従い、適正かつ安全にPCB廃棄物の収集運搬を行う。 また、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するため、国、県及び仙台市が 実施する施策に協力しなければならない。

(4) 電気保安関係者

電気保安関係者は、国、県及び仙台市が実施する掘り起こし調査や普及啓発活動 に協力しなければならない。

3 PCB廃棄物処理基金の造成による保管事業者への支援

産業廃棄物の処理は、排出事業者が自らの負担で処理することが基本であり、 PCB廃棄物についても、保管事業者の責任において処理されることが原則である。 しかし、PCB廃棄物については、処理費用が高額であること、また保管が長期にわ たっていることなどから、特に中小事業者等にとっては大きな負担となっている。

このため、環境省は、平成13年度から都道府県と協調して「PCB廃棄物処理基金」を造成し、この資金により、JESCOのPCB廃棄物処理事業等において、中小事業者等がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとした。

本県としても、当該基金の造成に係る所要の資金を出えんし、中小事業者等の負担 軽減を図るとともに、中小事業者等の処理困難者に対し、同制度を活用した早期処理 について周知し、PCB廃棄物の適正処理を推進する。

4 低濃度 P C B 廃棄物の処理の推進

(1) 事業者への指導

低濃度PCB廃棄物は、その処理施設が限られていることから、県及び仙台市は、保管事業者及び所有事業者に対し、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設等を活用して早期に処理するよう、立入等により指導するものとする。

(2) 保管量等の把握

県及び仙台市は、掘り起こし調査等により、未届出の低濃度PCB廃棄物等の数量を把握し、PCBが含有されている疑いのある機器等を所有又は保管している事業者に対しては、速やかにPCBの含有量を測定する等の適切な方法により、当該機器が低濃度PCB廃棄物又はPCB使用製品かどうかを確認させるとともに、該当した場合には、保管等の届出及び当該機器の速やかな使用の中止並びに処理の指導等を徹底する。

(3) 事業者への支援

県は、低濃度PCB廃棄物についても、処理費用の負担能力が低い保管事業者が 円滑に処理できるよう、処理費用が軽減されるような支援策を実施することなどに より、早期処理の推進を図ることとする。

5 地方公共団体における率先処理

県は、県内における保管事業者及び所有事業者に対しPCB廃棄物等の一日も早い処分を求めるためには、自らも率先して保有するPCB廃棄物を処分することが求められる。

このため、県は自らのPCB廃棄物等の保管状況を確実に調査し、定期的に公表するとともに、県内市町村に対しても保管状況の確実な調査を求め、その状況を県が定期的に公表することとする。